

第53期 定時株主総会

招集ご通知

【ご来場に際してのお願い】

ご来場される際には下記の事項につき予めご了承下さい。

- ・会場の運営スタッフはマスク着用にて対応いたします。
- ・会場入口付近で検温を実施させていただきます。37.5度以上の方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・会場内でのマスク着用及び設置しますアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ・座席数を制限いたしますため、入場をお断りさせていただく場合がございます。

開催情報

日時：2022年6月28日(火曜日) 午前10時30分

場所：東京都千代田区内幸町一丁目5番1号
千代田区立内幸町ホール

目次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (提供書面)	5
事業報告	18
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目34番6号
株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高 智 亮大朗

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日(火曜日)午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区内幸町一丁目5番1号
千代田区立内幸町ホール
(<u>会場が前回と異なっておりますので</u> 、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1.第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件 |

以 上

- 株主総会当日の様子は、株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトにて2022年7月下旬まで動画配信する予定です。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「個別注記表」
- 総会当日までの感染状況や政府等の発表内容により運営方法を変更する場合や、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト https://www.cigr.co.jp/irinfo/ir_documents/meeting/



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時30分



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中 株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙の住所様式表

議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

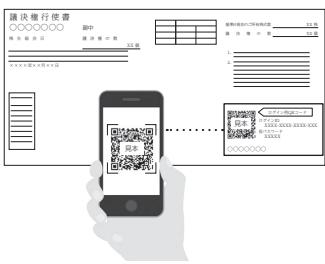
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

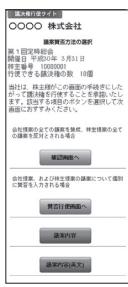
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

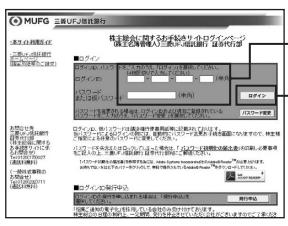


QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
 再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

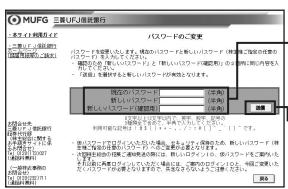
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
 「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
 「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

〔期末配当に関する事項〕

第53期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額237,190,877円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ①当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、条文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正内容が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (15) (条文省略)	(1) ~ (15) (現行どおり)
(新 設)	<u>(16) 旅行業法に基づく旅行業</u>
(16) (条文省略)	(17) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名（7名の再任ならびに1名の新任）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	たかぎ よしゆき 高木 嘉幸	代表取締役会長	再任
2	たかち りょうたろう 高智 亮大朗	代表取締役社長 社長執行役員 ソリューション本部 本部長 レジデンシャル本部 本部長	再任
3	おかむら さゆり 岡村 さゆり	取締役 専務執行役員 経営管理本部 本部長 経営管理本部総務人事部門 部門長	再任
4	なじま ひろたか 名島 弘尚	取締役	再任
5	とがし のりお 富樫 紀夫	取締役	再任
6	おかだ けんじ 岡田 賢二	社外取締役	再任 社外 独立
7	しま こういち 島 宏一	社外取締役	再任 社外 独立
8	もり た かずひこ 森田 和彦	常務執行役員 建築本部 本部長	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1 再任	 たかぎ よしゆき 高 木 嘉 幸 (1960年6月21日生)	1983年4月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社 1986年1月 当社入社 2001年4月 Cosmos Australia Pty Ltd 取締役社長 (現任) 2008年6月 当社取締役 2009年9月 株式会社コスモスモア 取締役 (現任) 2009年10月 当社代表取締役社長 2012年10月 当社社長執行役員 2016年12月 Cosmos Australia Holdings Pty Ltd 取締役社長 (現任) 2020年10月 当社代表取締役会長 (現任) 2021年8月 Daiwa House Asset Management Asia Pte. Ltd.取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Cosmos Australia Pty Ltd 取締役社長 Cosmos Australia Holdings Pty Ltd 取締役社長 株式会社コスモスモア 取締役	50,524株
2 再任	 たかぎ りょうたろう 高 智 亮 大 朗 (1967年4月14日生)	1990年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 レジデンシャル本部西日本支社 支社長 2017年4月 当社レジデンシャル本部 副本部長 <流通事業・西日本支社担当> 2019年4月 当社常務執行役員 ソリューション本部 本部長 (現任) 同本部賃貸事業部 事業部長 2019年6月 当社取締役 2020年10月 当社代表取締役社長 (現任) 社長執行役員 (現任) 2021年4月 当社レジデンシャル本部 本部長 (現任)	37,609株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

地図

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3 再任	 おかむら さゆり 岡村 さゆり (1964年4月26日生)	1987年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2015年4月 当社経営管理本部 副本部長 2017年4月 当社常務執行役員 レジデンシャル本部 本部長 同本部 分譲事業部 事業部長 2017年6月 当社取締役 (現任) 2019年4月 当社専務執行役員 (現任) 2021年4月 当社経営管理本部 本部長 (現任) 同本部総務人事部門 部門長 (現任) 2021年6月 当社経営管理本部経営企画部門 部門長	30,933株
4 再任	 なじま ひろ たか 名島 弘 尚 (1961年3月15日生)	1983年4月 大和ハウス工業株式会社入社 2016年9月 同社執行役員 同社経営管理本部 連結経営管理部長(現任) 大和ライフネクスト株式会社 監査役 (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任) 2020年4月 大和ハウス工業株式会社 上席執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 大和ハウス工業株式会社 上席執行役員 同社経営管理本部連結経営管理部長 大和ライフネクスト株式会社 監査役 Daiwa House Australia Pty Ltd 取締役	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
<p>5</p> <p>再任</p>	 <p>と がし のり お 富 樫 紀 夫 (1963年11月20日生)</p>	<p>1983年 9 月 株式会社しんたくダイワハウス入社 2000年 4 月 大和ハウス工業株式会社入社 2012年 6 月 大和ホームズオンライン株式会社 代表取締役社長 2018年 4 月 大和ハウス工業株式会社 執行役員 (現任) 同社マンション事業推進部統括部長 <マンション事業担当> 2018年 6 月 当社取締役 (現任) 2020年 4 月 大和ハウス工業株式会社 同社マンション事業推進部統括部長 <マンション事業担当> 東京本店統括マンション事業部長 東京本店統括マンション事業部 東京マンション事業部長 2020年10月 同社マンション事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 大和ハウス工業株式会社 執行役員 同社マンション事業本部長</p>	<p>—</p>
<p>6</p> <p>再任</p>	 <p>お か た けん じ 岡 田 賢 二 (1951年 3 月 23 日生)</p>	<p>1974年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 2005年 6 月 同社執行役員 2007年 4 月 同社金融・不動産・保険・物流カンパニー エグゼクティブバイスプレジデント 建設・不動産部門長 2008年 4 月 同社常務執行役員金融・不動産・保険・ 物流カンパニープレジデント 2008年 6 月 同社代表取締役常務取締役 2010年 4 月 同社代表取締役常務執行役員 2012年 6 月 伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長 (現任) 2014年 6 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長</p>	<p>—</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
7 再 任	 <p>しま こう いち 島 宏 一 (1957年12月5日生)</p>	<p>1983年 5 月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社</p> <p>1984年 4 月 株式会社リクルートフロムエー (現株式会社リクルートジョブズ) 入社</p> <p>1997年 6 月 同社取締役</p> <p>2001年 4 月 株式会社リクルート入社</p> <p>2003年 4 月 同社執行役員<財務、総務、法務担当></p> <p>2006年 1 月 同社執行役員 マーケティング局長</p> <p>2008年 4 月 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ (現株式会社リクルートコミュニケーションズ) 代表取締役社長</p> <p>2010年 6 月 株式会社リクルート 常勤監査役</p> <p>2012年10月 株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役</p> <p>2016年 9 月 グリー株式会社 社外監査役 (現社外取締役 (監査等委員)) (現任)</p> <p>2016年 9 月 株式会社リグア 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年 4 月 日本電解株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2020年 5 月 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>グリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>株式会社リグア 社外取締役</p> <p>株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役</p> <p>日本電解株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p>8</p> <p>新任</p>	 <p>もり た かず ひこ 森 田 和 彦 (1965年7月9日生)</p>	<p>1989年4月 当社入社</p> <p>2011年4月 当社建築監理部 部長</p> <p>2012年10月 当社建築本部建築部 部長 同本部バリューアップ工事推進室 室長</p> <p>2013年10月 当社建築本部アフターサービス部 部長</p> <p>2016年2月 大和コスモスコンストラクション株式会社 取締役(現任)</p> <p>2017年4月 当社執行役員 建築本部 副本部長</p> <p>2018年5月 株式会社ラムザ都市開発 取締役(現任)</p> <p>2020年7月 当社建築本部統括部 部長</p> <p>2022年4月 当社常務執行役員(現任) 建築本部 本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 大和コスモスコンストラクション株式会社 取締役</p>	<p>11,531株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高木嘉幸氏、名島弘尚氏、富樫紀夫氏の上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」の欄には、当社の親会社である大和ハウス工業株式会社及びその子会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 岡田賢二氏及び島宏一氏は社外取締役候補者であります。
4. 岡田賢二氏の選任理由及び期待される役割の概要
同氏は、伊藤忠商事株式会社において長年にわたって建設・不動産部門の責任者として事業を遂行され、豊富な経験と見識を有しておられること、また、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役を現任されており、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると期待し、候補者とするものであります。
5. 岡田賢二氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 島宏一氏の選任理由及び期待される役割の概要
同氏は、長年にわたって大手情報会社において幹部として事業を遂行され、豊富な経験と見識を有しておられること、また、複数の企業の社外役員を現任されており、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると期待し、候補者とするものであります。
7. 島宏一氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は岡田賢二氏及び島宏一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(以下「責任限定契約」といいます。)を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

9. 当社は、岡田賢二氏及び島宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告Ⅱ(3)③に記載のとおりであります。

第4号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月23日開催の第46期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額5億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内とし、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2019年6月23日開催の第50期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。）（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただきました。

今般、新たに5年間の中期経営計画を策定したことに伴い、第50期定時株主総会にてご承認いただいた制度を一部改定し、あらためて、第46期定時株主総会にてご承認いただいた取締役報酬等の額とは別枠で、対象取締役に對し、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25百万円以内（ただし、最大で5年分累計125百万円に至るまで、複数回にわたって一括して支給できるものとします。）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年7万株以内（一括で支給する場合には、最大で5年分累計35万株に至るまで）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし

- (1) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。なお、譲渡制限期間は、中期経営計画における対象期間と合わせて、本割当株式の割当日から5年間までのうち、取締役会が定める期間とする。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) ①対象取締役が、役務提供期間中、継続して、前記(2)の地位にあることに加え、②対象となる中期経営計画で当社の取締役会においてあらかじめ設定する経営目標数値を達成することを条件として、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、前記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前記(2)に定める地位を喪失した場合には、上記②の条件が達成されることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役が保有する本割当株式のうち、一定の割合で按分した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 前記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告Ⅱ(3)④に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）及び当社の子会社の代表取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症影響の長期化を背景に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発出されたことにより、各種の社会経済活動の抑制、個人消費の低迷が継続しました。2021年後半にかけて、新型コロナウイルス対策の進展や行動規制の緩和により、一時的に持ち直しがみられたものの、2022年1月以降、新たな変異株の出現とともに感染者数が急速に再拡大するなど、年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響が継続しました。

2021年度の不動産業界は、首都圏・近畿圏の新築マンション市場におきまして、供給戸数の増加、平均価格の上昇、初月契約率の高水準等、住宅購入に対する需要は堅調に推移しました。中古マンション市場も成約件数は引き続き底堅く、成約価格が上昇しました。不動産投資市場は、オフィスビルにおいて空室率の上昇が続いたものの、低金利等を背景に、引き続き積極的な投資姿勢が継続しました。一方で、観光市場は、渡航制限に伴う訪日外国人旅行者数の低迷が続き、国内宿泊者数も前年並みの水準となったことから、昨年度同様に厳しい事業環境となりました。

このような事業環境におきまして、当社は「中期経営計画2021」（2019年度～2021年度）に掲げる戦略方針に、昨年度より新型コロナウイルス感染症影響による住まい方・働き方等の価値観の大きな変容への対応というテーマを加え、社会の変化とニーズの多様化に応える新たな商品やサービスの提供と、それらを通じた業績の改善・回復、ならびに企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊事業においては厳しい事業環境が継続しましたが、レジデンシャル事業及びソリューション事業における影響は限定的でありました。その結果、前連結会計年度と比較して、工事事業において減収減益となった一方で、レジデンシャル事業において増収増益、ソリューション事業において増益となったこと等から、売上高1,073億49百万円（前連結会計年度比0.1%増）、営業利益33億51百万円（同41.1%増）、経常利益26億10百万円（同18.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益17億3百万円（同15.1%減）を計上いたしました。

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比	連結業績予想	連結業績予想比
売上高	107,257	107,349	92	115,000	△7,650
営業利益	2,376	3,351	975	3,000	351
経常利益	2,207	2,610	403	2,300	310
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,007	1,703	△303	1,800	△96

報告セグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高はセグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、セグメント損益は営業損益ベースの数値であります。

【レジデンシャル事業】

レジデンシャル事業におきましては、リノベーションマンションの引渡戸数が増加したこと及び新築マンションの売上総利益率が改善したこと等により、売上高418億44百万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益18億22百万円（同37.9%増）を計上いたしました。

<レジデンシャル事業の業績>

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	40,700	41,844	1,144	2.8
セグメント利益	1,321	1,822	501	37.9

<売上高の内訳>

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)		第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)		前連結会計年度比	
	販売数量	売上高	販売数量	売上高	販売数量	売上高
新築マンション(戸)	455	20,779	453	23,088	△2	2,308
新築一戸建(区画)	92	7,920	26	2,268	△67	△5,651
リノベーションマンション等	—	11,248	—	15,779	—	4,531
(うちリノベーションマンション)(戸)	(232)	(10,474)	(355)	(15,195)	(123)	(4,720)
不動産仲介その他	—	751	—	707	—	△43
合計	—	40,700	—	41,844	—	1,144

※新築マンションにはタウンハウス、新築一戸建には宅地分譲を含んでおります。

※共同事業物件における戸数及び区画数については、事業比率に基づき計算しております。

<売上総利益率>

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比
新築マンション(%)	17.8	18.9	1.1
新築一戸建(%)	10.1	18.8	8.7
リノベーションマンション(%)	14.0	13.1	△0.9

※売上総利益率の算出に際し、棚卸資産評価損は含めておりません。

<完成在庫>

(2022年3月31日現在)

		第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比
新築マンション (戸)	完成在庫	135	345	210
	(うち未契約完成在庫)	(105)	(332)	(227)
新築一戸建 (区画)	完成在庫	10	—	△10
	(うち未契約完成在庫)	(6)	(—)	(△6)

【ソリューション事業】

ソリューション事業におきましては、投資用不動産等において一棟物件の引渡数が減少した一方で、売上総利益率が改善したこと等により、売上高504億77百万円（前連結会計年度比3.6%減）、セグメント利益55億80百万円（同7.9%増）を計上いたしました。

<ソリューション事業の業績>

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	52,350	50,477	△1,873	△3.6
セグメント利益	5,174	5,580	406	7.9

<売上高の内訳>

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)		第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)		前連結会計年度比	
	転貸/ 販売数量	売上高	転貸/ 販売数量	売上高	転貸/ 販売数量	売上高
投資用不動産等	—	35,747	—	34,204	—	△1,542
(うち一棟物件)(棟)	(21)	(30,885)	(13)	(24,896)	(△8)	(△5,988)
不動産賃貸管理等(戸)	10,226	15,845	9,951	15,818	△275	△27
不動産仲介その他	—	758	—	454	—	△303
合計	—	52,350	—	50,477	—	△1,873

※投資用不動産等には、賃料収入及び土地売却等を含んでおります。

※共同事業物件における棟数については、事業比率に基づき計算しております。

<売上総利益率>

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比
投資用不動産等(%)	13.8	16.8	2.9

※投資用不動産等のうち、一棟物件の売上総利益率となります。

※売上総利益率の算出に際し、棚卸資産評価損は含めておりません。

【宿泊事業】

宿泊事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい事業環境が継続しましたが、ホテル開発物件の引渡があったこと及び一部施設の営業再開等により稼働施設数が増加したこと等から、売上高63億56百万円（前連結会計年度比971.6%増）、セグメント損失20億61百万円（前連結会計年度はセグメント損失30億17百万円）を計上いたしました。

<宿泊事業の業績>

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	593	6,356	5,763	971.6
セグメント損失 (△)	△3,017	△2,061	956	—

【工事業業】

工事業業におきましては、緊急事態宣言発令下における受注機会の減少及び前期に大型案件があったことの反動等により、売上高94億59百万円（前連結会計年度比32.8%減）、セグメント利益73百万円（同90.1%減）を計上いたしました。

<工事業業の業績>

(単位：百万円)

	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)	前連結会計年度比	増減率(%)
売上高	14,083	9,459	△4,624	△32.8
セグメント利益	744	73	△670	△90.1

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、4億63百万円であります。

その主なものは、ソリューション事業におけるシェアオフィスの新設に伴うものであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、借入金361億19百万円調達し、241億24百万円返済いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	104,606	110,559	107,257	107,349
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,562	3,415	2,007	1,703
1株当たり当期純利益 (円)	134.55	100.88	59.25	50.29
総 資 産 (百万円)	128,183	146,023	143,513	145,210
純 資 産 (百万円)	29,839	32,825	34,981	36,607

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数より算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	91,425	95,412	93,085	97,772
当 期 純 利 益 (百万円)	3,682	3,377	1,538	1,959
1株当たり当期純利益 (円)	108.62	99.77	45.40	57.82
総 資 産 (百万円)	122,922	139,612	135,608	137,639
純 資 産 (百万円)	27,557	30,373	31,647	33,369

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数より算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

①親会社の状況

(i) 親会社の状況

当社の親会社は大和ハウス工業株式会社であり、同社は当社の株式21,428千株（議決権比率63.3%）を保有しております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社より借入債務に対する保証、役員派遣を受けております。なお、親会社との取引に関しては、市場価格・市場金利を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、当社取締役会を中心とした当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コスモスモア	90百万円	100.0%	オフィス移転・内装工事、建築・リノベーション工事、マンションギャラリー設営工事
株式会社コスモスライフサポート	95百万円	100.0%	不動産管理、不動産事業
株式会社コスモスホテルマネジメント	90百万円	100.0%	ホテル運営
Cosmos Australia Pty Ltd	110百万豪ドル	100.0%	コスモスオーストラリアグループの統括事業、不動産コンサルティング等
CA Summer Hill Pty Ltd	3百万豪ドル	100.0% (100.0%)	不動産事業
CA Drummoyne Pty Ltd	4百万豪ドル	100.0% (100.0%)	不動産事業
Cosmos Australia Holdings Pty Ltd	2百万豪ドル	100.0%	オーストラリア事業における持株会社

(注) 当社の議決権比率の()内の数字は、間接議決権比率であり、内数で記載しております。

③重要な持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大和コスモスコンストラクション株式会社	490百万円	40.0%	マンションの大規模修繕工事
株式会社WOOC	92百万円	33.0%	レンタルオフィス事業、住宅サブリース事業

(注) 2022年1月14日付にて、当社が株式会社WOOCに追加出資したことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。

④重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
大和ライフネクスト株式会社	管理業務及び工事請負業務等に係る業務提携

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、経済対策をはじめとした各種政策、新型コロナウイルス感染症のワクチン追加接種や治療薬の普及等により、経済活動が正常化に向かうことが期待されます。その一方で、新型コロナウイルス感染症の収束の時期が見通しづらいことに加え、国際的な政治情勢の不安定化、金融市場や資材価格の動向など、依然として先行き不透明な状況にあり、内外経済の下振れリスク等を注視していく必要があります。

事業環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、賃貸オフィス市場における空室率の悪化・賃料の下落リスクや、観光市場における訪日外国人旅行者の低迷継続のリスク等が懸念されます。一方で、新型コロナウイルス感染症がもたらした住まい方・働き方に対する価値観等の大きな変容も背景に、不動産の利活用に対するニーズのさらなる多様化が進展するものと考えられます。

このような事業環境のもと、当社は「中期経営計画2021」で未達となった業績の回復と向上、中長期の成長実現に向けた5か年計画として「中期経営計画2026」を策定いたしました。事業・財務基盤の強化、新たな事業創造、ESG経営の実践を通じて、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<Mission（存在意義）>

Next GOOD お客さまへ。社会へ。一步先の発想で、一步先の価値を。

<「中期経営計画2026」重点テーマ>

事業・財務基盤の強化
新たな事業創造
ESG経営の実践

<「中期経営計画2026」の目標とする経営指標>

2026年度：営業利益100億円 営業利益率6%
2026年度末：自己資本比率30%

(5) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社11社並びに関連会社4社により構成されており、事業はレジデンシャル事業、ソリューション事業、宿泊事業、工事業及びこれらに附帯する事業を行っております。当社グループが営む主な事業内容、各関係会社等の当該事業における位置付け及び報告セグメントとの関係は以下のとおりであります。

① **レジデンシャル事業**

・ **新築マンション販売**

当社は、「イニシア」シリーズ等の新築マンション販売、「イニシアテラス」シリーズの新築タウンハウス販売の他、「イニシアグラン」シリーズのアクティブシニア向け分譲マンション販売を行っております。

・ **新築一戸建販売**

当社は、「イニシアフォーラム」シリーズの新築一戸建販売を行っております。

・ **リノベーションマンション販売**

当社は、「イニシア&リノベーション」シリーズのリノベーションマンション販売を行っております。

・ **不動産仲介**

当社は、買い替え等の中古物件需要に対するマンションの仲介を行っております。

・ **その他**

連結子会社の株式会社コスモスライフサポートは、不動産の管理業務等を行っております。

連結子会社のCosmos Australia Pty Ltd及びその子会社2社並びにCosmos Australia Holdings Pty Ltd及びその子会社4社は、オーストラリア国内における分譲住宅開発などの不動産関連事業等を行っております。

② **ソリューション事業**

・ **投資用不動産販売**

当社は、「コスモグラシア（マンション）」、「クロスシー（ビル）」シリーズの投資用不動産の開発・販売、「コスモロード（マンション）」、「ロードシー（ビル）」シリーズの投資用不動産の中古再生・販売、「セレサージュ」シリーズの共同出資型不動産の販売を行っております。

・ **不動産賃貸管理**

当社は、マンション及びオフィスビル等の転貸（サブリース）、シェアオフィス「MID POINT」の運営・管理等を行っております。

・ **不動産仲介**

当社は、投資用不動産や事業用地等の仲介、並びに不動産に関するコンサルティング等を行っております。

③宿泊事業

当社は、ホテルの開発・販売を行っております。また、アウトドアリゾート「ETOWA」の企画・運営を行っております。

連結子会社の株式会社コスモホテルマネジメントは、アパートメントホテル「MIMARU」のホテル運営を行っております。

④工事業

連結子会社の株式会社コスモモアは、オフィス移転・内装工事、建築・リノベーション工事、マンションギャラリー設営工事等を行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

①当社

本社：東京都港区芝五丁目34番6号

西日本支社：大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

②主要な子会社の事業所

株式会社コスモモア

本社：東京都渋谷区東三丁目14番20号

Cosmos Australia Pty Ltd

本社：オーストラリア・ニューサウスウェールズ州ノースシドニー市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
レジデンシャル事業	254名	(39名)	16名増	(2名増)
ソリューション事業	227名	(8名)	8名減	(1名減)
宿泊事業	144名	(30名)	37名増	(10名増)
工事業	238名	(16名)	4名増	(5名減)
全社 (共通)	109名	(11名)	4名増	(8名増)
合計	972名	(104名)	53名増	(14名増)

(注) 1. 上記使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
599名 (53名)	5名増 (7名増)	38.1歳	10.3年

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	11,643百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,179百万円
株式会社みずほ銀行	9,710百万円
三井住友信託銀行株式会社	8,984百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度におきましては、該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 505,000,000株
- ②発行済株式の総数 33,911,219株
- ③株主数 5,544名
- ④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大和ハウス工業株式会社	21,428,616株	63.24%
時津 昭彦	736,400株	2.17%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	400,000株	1.18%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	400,000株	1.18%
円田 陽一	316,000株	0.93%
山路 孟	304,700株	0.90%
三津 久直	222,600株	0.66%
JPLLC - CL JPY	192,800株	0.57%
佐々木 順一	187,000株	0.55%
株式会社長府製作所	185,000株	0.55%

(注) 持株比率は、自己株式26,808株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	高 木 嘉 幸	Cosmos Australia Pty Ltd 取締役社長 Cosmos Australia Holdings Pty Ltd 取締役社長 株式会社コスモスマア 取締役
代表取締役社長	高 智 亮 大 朗	社長執行役員 ソリューション本部 本部長 レジデンシャル本部 本部長
取 締 役	岡 村 さ ゆ り	専務執行役員 経営管理本部 本部長 同本部経営企画部門 部門長 同本部総務人事部門 部門長
取 締 役	柏 木 恒 二	専務執行役員 企画開発本部 本部長 建築本部 本部長
取 締 役	名 島 弘 尚	大和ハウス工業株式会社 上席執行役員 同社経営管理本部連結経営管理部長 大和ライフネクスト株式会社 監査役 Daiwa House Australia Pty Ltd 取締役
取 締 役	富 樫 紀 夫	大和ハウス工業株式会社 執行役員 同社マンション事業本部長
取 締 役	岡 田 賢 二	伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	島 宏 一	グリーン株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社リグア 社外取締役 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 日本電解株式会社 社外取締役（監査等委員）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	大戸 聡	
取締役 (監査等委員)	吉田 高志	吉田公認会計士事務所 代表 公認会計士 日本精蠟株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	白川 純子	新霞が関総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)大戸聡氏は、2021年6月24日開催の第52期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役岡田賢二氏及び同島宏一氏並びに取締役(監査等委員)吉田高志氏及び同白川純子氏は社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)吉田高志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役岡田賢二氏及び同島宏一氏並びに取締役(監査等委員)吉田高志氏及び同白川純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 2021年6月24日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
岡村 さゆり	取締役 専務執行役員 経営管理本部 本部長 同本部経営企画部門 部門長 同本部総務人事部門 部門長	取締役 専務執行役員 経営管理本部 本部長 同本部総務人事部門 部門長

7. 2022年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	新	旧
岡村 さゆり	取締役 専務執行役員 経営管理本部 本部長 同本部総務人事部門 部門長	取締役 専務執行役員 経営管理本部 本部長 同本部経営企画部門 部門長 同本部総務人事部門 部門長
柏木 恒二	取締役	取締役 専務執行役員 企画開発本部 本部長 建築本部 本部長

②責任限定契約の内容の概要

当社と取締役岡田賢二氏、同島宏一氏、取締役（常勤監査等委員）大戸聡氏、取締役（監査等委員）吉田高志氏及び同白川純子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

1. 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役、会計監査人及び執行役員

2. 保険契約の内容の概要

被保険者が当社及び当社のすべての子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償します。

④取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の報酬等の基本方針

取締役の報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進められる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績との連動強化を狙いとして、当社単体の営業利益を基準とした金銭報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給するものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については、経営陣に当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を、2019年6月21日開催の第50期定時株主総会の決議により導入しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬の割合は、各事業年度の業績に基づき算出される従業員の年収水準に一定の比率を乗じて取締役の年収水準（基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の合計）を算出したうえで、基本報酬及び非金銭報酬を差し引いた額を業績連動報酬とし、これを元に各事業年度の個人別の業績評価に応じて業績連動報酬を算出しております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役会は、報酬の決定に関する手続きの客観性および透明性を確保することを目的として、代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役、監査等委員全員で構成する指名報酬委員会に役位別の業務執行取締役の報酬の算定方針等を諮問し答申を得ることとしております。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長及び代表取締役社長が委任を受けるものとし、指名報酬委員会の答申を踏まえて個人別の報酬額を決定するものとしております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容は、指名報酬委員会において役位別の業務執行取締役の報酬の算定方針等について、決定方針との整合を含めた多角的な検討を行ない、指名報酬委員会の答申を踏まえ代表取締役会長及び代表取締役社長において決定するとともに、その決定について指名報酬委員会でも当該答申との整合性を確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

g. 取締役の個人別報酬等の決定にかかる委任に関する事項

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において代表取締役会長及び代表取締役社長に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役会長 高木嘉幸及び代表取締役社長 高智亮大朗において決定を行っております。

代表取締役会長及び代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適しているからであります。代表取締役会長及び代表取締役社長が委任された権限を適切に行使するよう、指名報酬委員会の答申を踏まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

※2022年5月23日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針の内容を一部変更する決議を行っております。変更後の内容は以下のとおりです。（なお、下線部が変更箇所となります。）

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績との連動強化を狙いとして、営業利益を基準とした金銭報酬とし、連結及び単体の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給するものとしております。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬の割合は、各事業年度の業績（当社単体の営業利益）に基づき算出された従業員の賞与水準と同倍率を取締役の固定報酬に乘じた金額を業績連動報酬の基準とし、連結の営業利益及び個人別の業績評価に応じて業績連動報酬を算出しております。非金銭報酬は、金銭報酬総額に一定の割合を乘じて算出しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	190 (12)	125 (12)	49 (－)	16 (－)	9 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	32 (12)	25 (12)	5 (－)	1 (－)	4 (2)
合計 （うち社外役員）	222 (24)	150 (24)	54 (－)	17 (－)	13 (4)

- (注) 1. 期末現在の員数は取締役（監査等委員を除く。）8名、取締役（監査等委員）3名であります。上記の員数と相違しておりますのは、2021年6月24日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く。）1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでいるためであります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、調達金利が低減していることから営業外損益を含まない当社単体営業利益としております。当該業績連動報酬等にかかる業績指標である当社単体営業利益の当事業年度の実績は44億18百万円であります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額53百万円（取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）4名及び取締役（常勤監査等委員）1名に対し53百万円）が含まれております。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であります。なお、取締役（監査等委員）に対する非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）1百万円は就任前に譲渡制限付株式を付与したものであります。

5. 2015年6月23日開催の第46期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、年額5億円以内※（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
- また、2019年6月21日開催の第50期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額25百万円以内（ただし、最大で、3年分累計75百万円以内を一括して支給できるものとします。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）の員数は5名であります。
- ※使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

⑤社外役員に関する事項

1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岡田賢二氏は、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）吉田高志氏は、吉田公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）白川純子氏は、新霞が関総合法律事務所に所属する弁護士であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

2. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役島宏一氏は、グリーン株式会社、株式会社リグア、株式会社北の達人コーポレーション及び日本電解株式会社の社外取締役であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）吉田高志氏は、日本精蠟株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	岡 田 賢 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、建設・不動産事業や経営全般に関する豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 取 締 役	島 宏 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、情報サービス事業や経営全般に関する豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	吉 田 高 志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、主に会計・税務の見地から、適宜、意見を述べております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	白 川 純 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、主に法律見地から、適宜、意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査及び四半期レビュー契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるCosmos Australia Pty Ltd及びCosmos Australia Holdings Pty Ltdは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Young による監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についての決定内容」

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の内容を一部改正する決議を行っております。改定後の内容は次のとおりです。（なお、下線部分が変更箇所となります。）

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、グループ行動憲章を策定し、当社並びに当社グループにおける全役職員に周知徹底させる。
2. 管理部門にコンプライアンス担当部署を設置し、企業活動の健全性を確保する。
3. コンプライアンスBOX（コンプライアンス相談窓口）を設置し、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、当社グループの職員が取締役会又は取締役会の指名する者へ直接情報提供を行う手段を設ける。
4. 内部監査部門は、監査計画を策定し内部監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、管理及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。情報セキュリティに関する規程を定め、情報保存の安全性を確保する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスクの防止および会社損失の最小化を図るためリスク管理規程を定め、リスクに関する措置、事故発生時・クレーム・緊急事態に対応する体制を整備する。
2. グループリスク管理委員会を設置し、各事業部、子会社におけるリスクの抽出、評価、対応策の検討を行い、事例の周知により再発防止、必要な教育・啓蒙を行う。
3. 投資予算管理、投資ルール管理、当社事業の遂行にかかるリスクの把握及びリスク解消の追跡等を行う部署を定め、リスクの管理を行う。
4. 各部門は、それぞれの業務についてガイドラインやマニュアルの策定等を行い、担当業務に関するリスクの管理を行う。特に事業部門においては、統括する部署を設置し、事業活動に関するリスクの管理を行う。
5. 反社会的勢力には、企業として毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 中期経営計画等の全社的な目標を定め、当社及び当社グループとして達成すべき目標を明確にする。
2. 意思決定プロセスの簡素化等及び取締役の担当職域や職務権限の明確化等により意思決定の効率化を図る。
3. 重要な事項については経営会議等を設置し、十分に協議を行った後に意思決定を行う。

- ⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(イ) グループ行動憲章を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
(ロ) 関係会社管理規程を定め、当社グループにおける業務の適正を確保する。
(ハ) コンプライアンスBOX（コンプライアンス相談窓口）を設置し、当社グループの役職員が適切に情報提供を行う手段を設ける。
(ニ) 当社グループにおけるコンプライアンス体制について、内部監査を実施する。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体でリスクの把握、管理に努める。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(イ) 中期経営計画等を定め、達成すべき目標を明確にする。
(ロ) 関係会社管理規程に基づき、子会社等の経営管理を行う。
 4. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
業務の執行状況及び重要な事項について報告を求めると共に、内部監査等によるモニタリングを行う。
 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「財務報告に係る基本方針」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。
- ⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
内部監査部門に属する使用人を監査等委員会の職務を補助する使用人とする。
- ⑦前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査部門を監査等委員会の直轄とし、監査等委員会の職務を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制
1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
(イ) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
(ロ) 法務担当部署は、係属中の訴訟等の一定の事項が記載された報告書を監査等委員会へ提出する。
 2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとする。

⑩監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査に必要な費用を予め予算として計上する。
2. 社内規程において、監査費用の前払い又は償還の手続、その他の費用の処理に関する手続を定める。

⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査部門を指揮命令下に置き、監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的に指示を出し、監査を実効的に行うために必要な情報を収集・活用する。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要」

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

- ・法令・ルールを遵守することはもとより、公正・公平さや高い倫理観を持って行動をするため、コスモスイニシアグループ行動憲章を定め、全役職員に対する周知を継続しております。
- ・法令違反、不正行為の未然防止及び早期発見を目的として、コンプライアンス相談窓口（社内及び社外第三者）を設置し、運用すると共に、従業員に対する周知を継続しております。
- ・全従業員を対象とするコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の徹底及びコンプライアンス意識の啓蒙を図っております。

②リスク管理に対する取組

- ・リスク管理規程を定め、リスクに関する措置、事故発生時の対応、事件処理後の報告体制などについて、従業員へ周知しております。
- ・当社代表取締役社長を委員長とし、各事業部、子会社の責任者を委員として構成する「グループリスク管理委員会」を開催し、各事業部、子会社におけるリスクの抽出、評価、対応策の検討を実施しております。（当事業年度では12回開催）

③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組

- ・取締役会は、業務執行取締役4名、非業務執行取締役4名（うち、社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）の11名で構成されております。取締役会は当事業年度に13回開催し、各議案の審議、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定、並びに業務執行の状況を監督いたしました。
- ・中期経営計画を策定し、同計画に基づき各事業部門の方針及び業績目標を明確にし、社内で共有すると共に、その進捗状況について定期的に取締役会に報告し、必要に応じて対策検討ができるようにしております。

④当社グループの業務の適正を確保することに対する取組

- ・当社グループの子会社の経営管理につきましては、主管部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括すると共に、関係会社管理規程に従い子会社から当社の主管部門に事前に承認申請又は報告を行っております。
- ・内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

⑤監査等委員の職務の執行について

- ・監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名により構成されています。当事業年度では監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項に関して協議、決議を行っております。
- ・常勤の監査等委員は、常務会、執行役員会議、経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けると共に、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けると共に、内部監査部門に対し業務が適切に執行されているかどうかの調査を行うよう指揮命令し、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。
- ・会計監査人からの四半期ごとの監査結果の報告を受けると共に、適宜意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているか、検証しております。

以上

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	135,052	流動負債	70,762
現金及び預金	33,049	支払手形及び買掛金	4,879
受取手形、売掛金及び契約資産	1,811	短期借入金	33,804
販売用不動産	56,517	1年内返済予定の長期借入金	13,956
仕掛販売用不動産	40,057	債権流動化債務	2,900
その他の棚卸資産	106	未払法人税等	443
その他	3,513	賞与引当金	705
貸倒引当金	△4	役員賞与引当金	59
固定資産	10,158	不動産特定共同事業出資受入金	8,354
有形固定資産	1,402	その他	5,659
建物及び構築物	817	固定負債	37,840
その他	585	長期借入金	33,773
無形固定資産	264	その他	4,067
投資その他の資産	8,491	負 債 合 計	108,603
投資有価証券	1,156	純 資 産 の 部	
長期貸付金	61	株主資本	37,556
繰延税金資産	1,164	資本金	5,000
その他	6,136	資本剰余金	5,722
貸倒引当金	△28	利益剰余金	26,846
		自己株式	△13
		その他の包括利益累計額	△1,529
		為替換算調整勘定	△1,529
		非支配株主持分	580
		純 資 産 合 計	36,607
資 産 合 計	145,210	負 債 純 資 産 合 計	145,210

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		107,349
売上原価		89,924
売上総利益		17,425
販売費及び一般管理費		14,073
営業利益		3,351
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	9	
持分法による投資利益	11	
設備賃貸料	27	
為替差益	46	
その他	19	114
営業外費用		
支払利息	472	
資金調達費用	286	
その他	96	855
経常利益		2,610
特別損失		
減損損失	83	
その他	7	91
税金等調整前当期純利益		2,518
法人税、住民税及び事業税	436	
法人税等調整額	409	845
当期純利益		1,673
非支配株主に帰属する当期純損失		30
親会社株主に帰属する当期純利益		1,703

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

地図

連結株主資本等変動計算書
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	5,722	25,380	△13	36,089
当期変動額					
剰余金の配当			△237		△237
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,703		1,703
自己株式の処分					
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,466	△0	1,466
当期末残高	5,000	5,722	26,846	△13	37,556

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△1,653	△1,653	544	34,981
当期変動額				
剰余金の配当				△237
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,703
自己株式の処分				
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	123	123	36	159
当期変動額合計	123	123	36	1,626
当期末残高	△1,529	△1,529	580	36,607

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	125,652	流動負債	67,472
現金及び預金	30,007	支払手形	3,613
売掛金	94	短期借入金	33,804
販売用不動産	56,558	1年内返済予定の長期借入金	12,423
仕掛販売用不動産	35,404	債権流動化債務	2,900
その他の棚卸資産	7	未払金	2,493
前渡金	1,184	未払費用	286
前払費用	393	未払法人税等	440
その他	2,001	前受金及び契約負債	1,529
貸倒引当金	△0	預り金	798
固定資産	11,987	賞与引当金	599
有形固定資産	935	役員賞与引当金	53
建物	578	不動産特定共同事業出資受入金	8,354
工具、器具及び備品	231	その他	176
土地	45	固定負債	36,797
建設仮勘定	32	長期借入金	32,788
その他	47	資産除去債務	23
無形固定資産	167	その他	3,985
商標権	9	負債合計	104,269
ソフトウェア	118	純資産の部	
その他	39	株主資本	33,369
投資その他の資産	10,884	資本金	5,000
投資有価証券	670	資本剰余金	5,660
関係会社株式	2,894	資本準備金	154
長期貸付金	1,850	その他資本剰余金	5,505
長期前払費用	111	利益剰余金	22,722
繰延税金資産	906	利益準備金	244
差入保証金	5,583	その他利益剰余金	22,477
その他	41	繰越利益剰余金	22,477
貸倒引当金	△1,174	自己株式	△13
資産合計	137,639	純資産合計	33,369
		負債純資産合計	137,639

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

地図

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		97,772
売上原価		81,974
売上総利益		15,798
販売費及び一般管理費		11,379
営業利益		4,418
営業外収益		
受取配当金	155	
設備賃貸料	27	
為替差益	46	
その他	33	263
営業外費用		
支払利息	472	
資金調達費用	286	
貸倒引当金繰入額	683	
その他	11	1,454
経常利益		3,227
特別損失		
固定資産除却損	10	
減損損失	81	91
税引前当期純利益		3,135
法人税、住民税及び事業税	736	
法人税等調整額	439	1,176
当期純利益		1,959

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,000	154	5,505	5,660	220	20,779	21,000	△13	31,647
当期変動額									
剰余金の配当						△237	△237		△237
剰余金から準備金への振替					23	△23	－		－
当期純利益						1,959	1,959		1,959
自己株式の処分									
自己株式の取得								△0	△0
当期変動額合計	－	－	－	－	23	1,698	1,722	△0	1,722
当期末残高	5,000	154	5,505	5,660	244	22,477	22,722	△13	33,369

	純資産合計
当期首残高	31,647
当期変動額	
剰余金の配当	△237
剰余金から準備金への振替	－
当期純利益	1,959
自己株式の処分	
自己株式の取得	△0
当期変動額合計	1,722
当期末残高	33,369

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

地図

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社コスモスイニシア
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 秀 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢 磨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモスイニシアの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払

うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社コスモスイニシア
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 秀 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢 磨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモスイニシアの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこ

とにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門へ指揮・命令の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

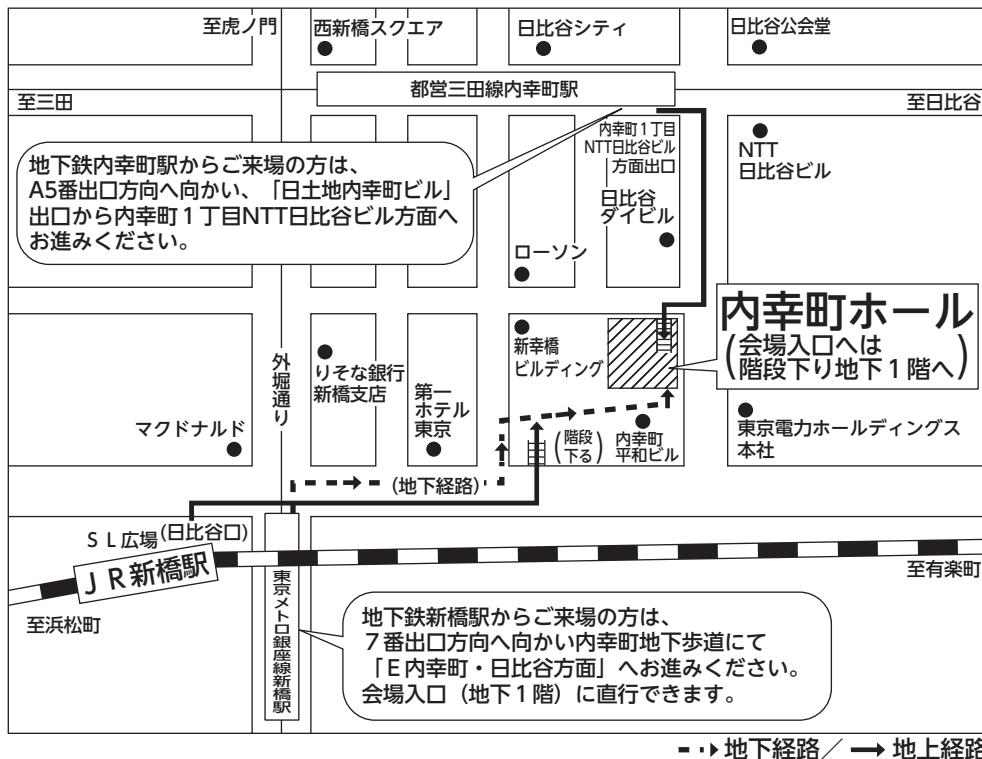
株式会社コスモスイニシア 監査等委員会
常勤監査等委員 大戸 聡 ㊟
監査等委員 吉田 高志 ㊟
監査等委員 白川 純子 ㊟

(注) 監査等委員吉田高志及び白川純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区内幸町一丁目5番1号
 千代田区立内幸町ホール
 TEL 03-3500-5578



交通のご案内

- J R 新橋駅 : 日比谷口より第一ホテル東京方向へ向かい、地下道入口階段を下り徒歩5分
- 都営三田線 内幸町駅 : 「日土地内幸町ビル」出口から内幸町1丁目NTT日比谷ビル方面へ進み徒歩4分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 : 7番出口方向へ向かい内幸町地下歩道にて「E内幸町・日比谷方面」へ進み徒歩5分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

森林育成紙™使用

私たち大和ハウスグループは、「共創共生」の基本姿勢のもと、健全な森林育成のために、当冊子には森林育成紙™を使用しています。